

(介護予防)指定通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人弘遠会が開設する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、通所リハビリテーションを必要とする要介護者及び要支援者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所リハビリテーションにおいては要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションにおいては要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行ない、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 名称 天竜すずかけ病院「すずかけの樹」
- (2) 所在地 浜松市天竜区二俣町二俣2396番地の56

(職員の職種別定数)

- 第4条 事業の職種別職員は次の定数以上とする。
- (1) 医師 1名
- (2) 看護師及び介護職員 7名以上 (1単位と2単位を兼務)
- (3) 理学療法士・作業療法士 5名以上 (うち4名以上は常勤)
- (4) 事務職員 0.5名以上

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日～金曜日但し、12月30日～1月3日は休業日とする。
- (2) 営業時間 1単位目 9:15～16:00
2単位目 10:00～11:55 13:00～14:55

(通所リハビリテーションの利用定員)

- 第6条 通所リハビリテーションの定員は次のとおりとする。
- (1) 1単位目 58名
- (2) 2単位目 6名

(通所リハビリテーションに対するサービス内容)

第7条 事業所のサービスの内容は次のとおりとする。

(1) リハビリ

サービス計画に沿った理学療法士の機能訓練の実施。

(2) 日常生活支援

① 入浴

自宅で入浴を行うことが出来るように入浴方法の指導を行うとともに、自力入浴が可能な利用者の希望に応じた入浴サービスを行う。

② 食事

利用者の食事の形態、食器の種類等に配慮しながら、利用者の嗜好に合ったものを工夫し、季節を取入れた食事提供を行う。

(3) レクリエーション

① 音楽

音楽に合わせて体を動かしたり、季節に合った曲、時代を回想する歌を使い、歌ったり、楽器演奏を行う。

② 体操

リハビリ体操、嚙下体操等を行う。

③ 趣味

手先を使う作業を取入れ、創作過程を楽しむ。

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリ及び介護予防リハビリが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

2 生活費にあたる費用(食材料費、日用品費、オムツ代等)については利用者が負担する。また、特別なサービスを受けようとする場合も利用者の負担とする。

※ 厚生労働大臣の定める基準(介護報酬告示)は事業所の見やすい場所に掲示する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス利用を受ける際の利用者側の留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 従業者の指示に従うこととする。
- (2) 相互に親和を図り、紛争を避けることとする。
- (3) 相互に金銭及び物品の貸借をしないこととする。
- (4) 施設の設備及び備品の取り扱いは丁寧にすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 浜松市天竜区(天竜地区・春野地区)、浜名区(北部)、磐田市豊岡地区(北部)

(緊急時等における対応方法)

第11条 非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、従業者に次の事項を周知徹底させるものとする。

- (1) 施設責任者は、非常災害その他緊急の事態に備え、十分な対策をたて定期的な避難訓練を実施するとともに従業者に防火及び避難の教育を行う。
- (2) 早期発見を旨とするが、発災の場合は従業者は直ちに非常通報するとともに初期消火に努め自衛消防隊による消火、避難誘導等の適切な活動を行う。

(衛生管理)

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は食用に供する水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに適正な管理を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 当施設は、虐待の発生防止及び早期発見、再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に十分に周知する。
- (2) 当施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(感染症予防の取り組み)

第14条 事業所は、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように委員会の設置、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他の運営についての留意事項)

第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理運営委員会に基づいて審議し、運営法人にて決裁するものとする。なお、状況報告をするために連絡調整会を設ける。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。
この規定は、平成16年4月1日から施行する。
この規定は、平成16年11月1日から施行する。
この規定は、平成17年7月1日から施行する。
この規定は、平成17年10月1日から施行する。
この規定は、平成22年3月1日から施行する。
この規定は、平成27年8月1日から施行する。
この規定は、平成28年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年5月1日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年12月1日から施行する。
この規定は、令和6年9月1日から施行する。